

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1 院内感染防止対策に対する基本的な考え方

適切な院内感染防止対策を講じて、患者や医療従事者の安全を確保し医療の質の向上を図ることを目指します。

2 院内感染防止対策のための組織

- ・院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催して、院内感染防止対策に関する事項について院内全体の問題を把握し解決策を協議し方針を決定します。
- ・感染防止対策委員会で、ラウンドを定期的に行うとともに抗菌薬の適性使用の監視など、院内感染防止対策の実働的な役割を担います。

3 院内感染防止対策のための研修

- ・新採用者に向けた「感染防止対策講習会」を年4回実施します。
- ・全職員を対象に院内感染防止対策に関する研修を少なくとも年2回開催します。
- ・全職員を対象に、年1回手洗い講習会を実施します。

4 院内感染発生状況の報告

- ・感染防止対策委員会は院内感染発生、薬剤耐性菌検出などの報告を受け、それを把握して速やかに具体的対応を行います。

5 院内感染発生時の対応

- ・院内感染発生時は、必要に応じて地域連携病院やネットワークの基幹病院や保健所と速やかに連携して対応します。

6 療養者やそのご家族への情報提供

- ・感染症の流行に関してポスター等の掲示物で情報提供を行い、ご協力をお願いします。

7 地域連携

- ・地域連携病院や基幹病院の開催するカンファレンスに参加したり、基幹病院によるコンサルテーション、ラウンド、指導を受けるなど地域の病院と連携していきます。

8 その他

- ・院内感染防止対策マニュアル作成、最新のエビデンスに基づいて改定し、その周知と遵守の徹底を図ります。